

別表 助成対象経費

費目	対象となる経費の規定・留意点
資機材費	<p>○資機材や作業器具、消耗品等の購入費、または賃借費</p> <p>○運搬用車両の賃借費</p> <p>○苗木の購入費</p> <p>○活動に際して使用する教材等の購入費</p>
指導者経費	<p>【専門家】</p> <p>○指導謝礼</p> <p>・1人あたり以下の上限とする</p> <p>指導・協力時間が1日（4時間以上）の場合2万円</p> <p>半日（4時間未満）の場合1万円</p> <p>※事前準備や打合せも含む</p> <p>○交通費</p> <p>・一人あたり1日2千円を上限とする</p> <p>【作業を支援される方】</p> <p>○交通費等</p> <p>・1人あたり1日2千円を上限とする</p>
印刷製本費	<p>○活動に関する学習テキスト、パンフレット、チラシ等の印刷にかかる経費</p>
その他	<p>保険料、振込手数料</p>

※消費税がある場合は、消費税込みの金額を記載してください。

※次に該当する経費は助成の対象としません。

- (1) 団体の経常的運営経費（事業所の維持経費や人件費）
- (2) 他の団体、個人に対する寄付金、義援金等
- (3) 飲食に係る経費
- (4) その他協会が不相当と判断した経費